証券コード　4685
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都港区高輪二丁目19番13号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長　八　坂　直　樹

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目５番20号
メルパルク東京　４階「孔雀」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報 告 事 項　１．第47期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第47期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件（事業目的）
第２号議案　定款一部変更の件（取締役・監査役の責任免除）
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ryoyu.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の継続的な金融緩和策等により企業収益が改善し、また、雇用や所得環境の改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の金融政策正常化に向けた動きによる影響に加えて、国内では円安による原材料価格の上昇などの懸念材料があり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような事業環境のなかで、当情報サービス産業界におきましては、顧客のＩＴ投資の増加傾向が続いております。

当社グループは、お客様に最適なサービスを提供するために事業構造の変革を進めており、平成26年７月に子会社（株式会社菱友システムサービス）への労務提供型事業の集約を行い、更に平成27年３月に、各自のライフプランに基づき転身を図ろうとする社員を対象にしたセカンドキャリア支援措置（早期退職優遇措置）を実施しましたが、当事業年度においては、主要顧客等からのシステム機器の受注が減少し、売上高は279億58百万円（前事業年度比4.3％減）となりました。一方で、損益は開発部門の操業度が高止まりしたこと、販売費及び一般管理費を削減したこと、並びに事業運営の効率化を進めた結果、営業利益は９億27百万円（前事業年度比26.3％増）、経常利益は９億36百万円（前事業年度比25.2％増）となりました。純利益については、上述のセカンドキャリア支援措置に係る費用を特別損失（事業構造改善費用）に計上した結果、25百万円（前事業年度比91.9％減）となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告いたします。

〔東日本〕

当セグメントは主要顧客等からのシステム機器の受注が減少し、売上高は120億36百万円（前事業年度比7.2%減）となりました。損益は事業運営の効率化を進めたこと等により営業利益１億58百万円（前事業年度比190.3%増）となりました。

〔中日本〕

当セグメントは主要顧客等からのシステム機器やシステム開発の受注が増加し、売上高は86億48百万円（前事業年度比2.9%増）となり、加えて開発部門の操業度が高くなったこと等により営業利益５億11百万円（前事業年度比8.4%増）となりました。

〔西日本〕

当セグメントは主要顧客等からのシステム開発の受注が増加したものの、一般顧客等からのシステム機器の受注が減少し、売上高は73億48百万円（前事業年度比7.1%減）となりました。損益は開発部門の操業度が高くなったこと等により営業利益２億57百万円（前事業年度比23.8%増）となりました。

なお、セグメント別業績の前事業年度との比較は以下のとおりであります。

単位：百万円

		東日本	中日本	西日本	合計
売上高	前事業年度	12,969	8,405	7,913	29,201
	当事業年度	12,036	8,648	7,348	27,958
	増減額	△933	242	△565	△1,243
営業利益	前事業年度	54	471	207	734
	当事業年度	158	511	257	927
	増減額	103	39	49	193

（注）　合計には、セグメント間取引消去を反映しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、２億47百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 44 期 平成24年３月期	第 45 期 平成25年３月期	第 46 期 平成26年３月期	第 47 期 平成27年３月期
売上高(百万円)	28,694	29,083	29,201	27,958
当期純利益(百万円)	296	387	310	25
１株当たり当期純利益 (円)	46.65	61.01	48.86	3.98
総資産(百万円)	13,450	13,999	14,156	15,002
純資産(百万円)	5,501	5,865	5,698	5,888
１株当たり純資産額 (円)	784.66	834.68	802.86	814.71

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、１株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

(3) 親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60百万円	51.0%	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150百万円	55.0%	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20百万円	100.0%	情報処理サービス

③ 企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.41%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

(4) 対処すべき課題

当業界の事業環境は、クラウドサービスや「ビッグデータ」市場の拡大、情報処理業務のグローバル化の進展などで目覚しく変化しており、また、マイナンバー制度やセキュリティ強化への対応などで、ビジネスチャンスが拡大している状況であります。

当社の主要な顧客においても、基幹系システムではますますアウトソーシングの度合いが強まるとともに、製品系・事業系システムではビッグデータの活用、グローバルネットワークの構築など新技術への対応が求められております。

このような事業環境を踏まえ、平成27年４月に顧客目線で組織再編を行い、個々の顧客の情報を集約・管理し、そのニーズに的確に対応するために、グループ４社がそれぞれの得意分野を持ち寄って、菱友グループ一丸となり、顧客に最適な提案を行う活動を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

① 情報処理サービス
コンピュータシステム、ネットワークシステムの運用管理

② システム開発
ビジネスシステム、エンジニアリングシステムの設計・開発

③ システム機器販売
ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器の販売

(6) 主要な事業所等（平成27年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区高輪二丁目19番13号　高輪センタービル	
事業部	営業統括部	（東京都港区）
	システムエンジニアリング事業部	（東京都港区）
	システムサービス事業部	（東京都港区）
	ビジネスソリューション事業部	（東京都港区）
	エンジニアリングソリューション事業部	（名古屋市）
支社	中部支社	（名古屋市）
	西日本支社	（尼崎市）

（注） 平成27年４月１日をもって上記事業部及び支社を廃止し、顧客別組織に再編し、インダストリーソリューション事業部、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部及びエンタープライズソリューション事業部としております。

② 子会社

株式会社菱友システム技術	（神戸市）
株式会社菱友システムビジネス	（東京都港区）
株式会社菱友システムサービス	（東京都港区）

(7) **使 用 人 の 状 況**（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末比増減
東日本	977名	2名減
中日本	557名	5名増
西日本	570名	26名減
管理部門	116名	2名減
合計	2,220名	25名減

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,314名	349名減	39.9歳	15.7年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

２．前事業年度末と比べ使用人数が349名減少しておりますが、これは主に当社使用人が子会社へ出向したことによるものであります。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　23,840,000株
② 発行済株式の総数　6,355,000株
③ 株主数　343名
④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	1,990千株	31.35%
菱友社員持株会	1,737	27.37
三菱電機株式会社	283	4.46
三菱自動車工業株式会社	250	3.95
加藤眞人	190	2.99
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	155	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	121	1.91
東京海上日動火災保険株式会社	75	1.18
石塚文代	69	1.09
明治安田生命保険相互会社	56	0.89
株式会社リョーイン	56	0.89

（注）　持株比率は自己株式（7,183株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	八坂直樹	
取締役副社長	西邑雅史	
常務取締役	渡邊治雄	経営管理統括本部長
取締役	荻野純	事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長兼中部支社長
取締役	藤原力	事業統括本部長兼システムエンジニアリング事業部長
取締役	松井博治	
取締役	川端豪	三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部ＩＣＴ企画部長
取締役	弥田昌希	三菱自動車工業株式会社　管理本部ＩＴ企画統括部長
常勤監査役	大湯剛	
監査役	和泉敦子	三菱自動車工業株式会社　管理本部コーポレートＩＴ部長
監査役	杉本良幸	三菱重工業株式会社　グローバル財務部制度会計グループ長

（注）１．※印は代表取締役を示しております。
２．取締役松井博治、川端　豪、弥田昌希の３氏は、社外取締役であります。
３．監査役和泉敦子、杉本良幸の両氏は、社外監査役であります。
４．当社は、取締役松井博治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
富　永　俊　一	平成26年６月25日	任期満了	社外取締役 三菱自動車工業株式会社　管理本部　ＩＴ企画統括部　部長付
田　中　康　夫	平成26年６月25日	任期満了	社外取締役 三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部　副本部長兼製品ソリューションセンター長
水　谷　直　義	平成26年６月25日	辞任	社外監査役 三菱重工業株式会社　グローバル財務部　制度会計グループ長
川　端　　豪	平成27年３月31日	辞任	社外取締役 三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部　ＩＣＴ企画部長

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1）	92百万円 （2）
監査役 （うち社外監査役）	1 （－）	14 （－）
合計 （うち社外役員）	7 （1）	107 （2）

（注）１．取締役の報酬限度額は、月額11百万円であります。（平成14年６月27日　第34回定時株主総会決議）

２．監査役の報酬限度額は、月額３百万円であります。（平成９年６月30日　第29回定時株主総会決議）

３．上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額１百万円（取締役４名に対し１百万円、監査役１名に対し０百万円）を含んでおります。

ロ．当事業年度中に支払見込み額が明らかとなった役員退職慰労金

平成26年６月25日開催の第46回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しており、今後の打切り支給予定額は取締役４名に対し21百万円、監査役１名に対し１百万円であります。なお、支給時期は取締役または監査役を退任する時としております。

（注）　上記金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　　名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と 兼 職 先 と の 関 係
取 締 役	川　端　　豪	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取 締 役	弥　田　昌　希	三菱自動車工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
監 査 役	和　泉　敦　子	三菱自動車工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
監 査 役	杉　本　良　幸	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取　締　役　会		監　査　役　会	
	開 催 回 数	出 席 回 数	開 催 回 数	出 席 回 数
取 締 役 松 井 博 治	9回	9回	－	－
取 締 役 川　端　　豪	7	7	－	－
取 締 役 弥　田　昌　希	7	7	－	－
監 査 役 和　泉　敦　子	9	9	10回	10回
監 査 役 杉　本　良　幸	7	7	8	8

（注）　取締役川端　豪、弥田昌希の両氏及び監査役杉本良幸氏は、平成26年６月25日開催の第46回定時株主総会において選任されたため、それぞれの就任後の開催回数を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役松井博治、川端　豪、弥田昌希の３氏は、取締役会に出席し、当社の経営全般にわたって有益な発言を行っております。

監査役和泉敦子、杉本良幸の両氏は、取締役会ならびに監査役会に出席し、業務の適正化の観点から有益な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社並びに当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質の製品やサービスの提供のため、コンプライアンス、情報セキュリティ管理及び品質管理の定着化を図り、各種研修を実施し周知徹底に努めることとしております。

・このため内部統制室、コンプライアンス委員会を設置し状況を監査・把握し、取締役（必要に応じ取締役会）に報告することとしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会・経営執行会議等の議事録、その他重要文書については、文書管理規則の定めるところにより、管理・保管を行うこととしております。

・監査役会、監査役、内部監査部門、外部監査人が求めたときには、いつでも閲覧可能としております。

③ 会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスクへの的確な対応のため、リスクの類型に応じた管理体制を整備、管理責任の明確化を図ることとしております。

・緊急かつ重大なリスクに備え、速やかにトップに報告する仕組みとしております。また、自主監査／内部監査等によりリスク管理の実効性を監査しており、取締役（必要に応じ取締役会）に報告し、管理体制の継続的な改善を行うこととしております。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・職務執行を効率的に行うために、代表取締役は全社的な経営方針・目標を定め、これに基づき事業計画を策定し、取締役会で決定しております。取締役は社長を中心とした業務執行体制でこの目標の達成に当たることとしております。

・職務権限、決裁基準に関する基準・要領などを社内規則として定め、周知・運用の徹底を図り、経営目標を効果的に達成することとしております。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を持ち独立企業として自主運営するが、重要案件についての取扱いや報告等に関して、当社とグループ会社間の管理責任体制・管理規則を定め、連結業績向上に資する支援・指導を行うこととしております。

・グループ各社の規模と特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社からの監査役・取締役及び内部監査部門がその状況を監査し、適正な業務遂行に結び付けることとしております。

・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備することとしております。

⑥　監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役会・監査役の求めに応じ、監査役監査が実効的に行われるための体制を整備するとともに、執行部門からの独立性を確保することとしております。

・取締役会その他の重要な会議においてコンプライアンス等に係る重要な情報が監査役に確実に提供される体制を確保することとしております。

・内部通報制度の所管部門は、通報された情報を監査役に報告することとしております。また、通報者等に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を周知徹底しております。

・監査役の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査役から請求があった場合には適切に処理することとしております。

・代表取締役、取締役、内部監査部門は監査役及び外部監査人との定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行が図れる様に努めております。

（注）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益の影響が大きいため、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日とする剰余金の配当を行うことを基本に実施します。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、業績状況及び財政状況を勘案し、１株当たり10円の配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	15,002	(負債の部)	9,114
流動資産	11,840	流動負債	5,205
現金及び預金	1,031	買掛金	1,280
受取手形	35	前受金	112
売掛金	6,594	未払費用	2,093
リース投資資産	25	リース債務	27
商品	234	未払金	881
仕掛品	187	その他流動負債	810
前払費用	71	固定負債	3,908
繰延税金資産	733	役員退職慰労引当金	40
預け金	2,907	退職給付に係る負債	3,770
その他流動資産	27	リース債務	39
貸倒引当金	△8	その他固定負債	56
固定資産	3,162	(純資産の部)	5,888
有形固定資産	1,282	株主資本	6,002
建物	509	資本金	685
器具備品	177	資本剰余金	250
土地	546	利益剰余金	5,070
リース資産	47	自己株式	△4
その他有形固定資産	0	その他の包括利益累計額	△830
無形固定資産	159	その他有価証券評価差額金	28
ソフトウェア	138	土地再評価差額金	△427
リース資産	16	退職給付に係る調整累計額	△431
その他無形固定資産	3	少数株主持分	716
投資その他の資産	1,721		
投資有価証券	67		
出資金	1		
退職給付に係る資産	110		
繰延税金資産	1,230		
その他投資	314		
貸倒引当金	△3		
合計	15,002	合計	15,002

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**27,958**
売上原価	**23,629**
売上総利益	**4,329**
販売費及び一般管理費	3,401
営業利益	**927**
営業外収益	**12**
受取利息及び配当金	6
助成金収入	5
その他	0
営業外費用	**3**
固定資産除却損	2
その他	1
経常利益	**936**
特別損失	**551**
事業構造改善費用	551
税金等調整前当期純利益	**384**
法人税、住民税及び事業税	178
法人税等調整額	71
少数株主損益調整前当期純利益	**134**
少数株主利益	109
当期純利益	**25**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	250	5,009	△4	5,940
会計方針の変更による累積的影響額			98		98
会計方針の変更を反映した当期首残高	685	250	5,108	△4	6,039
当期変動額					
剰余金の配当			△63		△63
当期純利益			25		25
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△37	－	△37
当期末残高	685	250	5,070	△4	6,002

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19	△426	△437	△844	602	5,698
会計方針の変更による累積的影響額					27	126
会計方針の変更を反映した当期首残高	19	△426	△437	△844	630	5,825
当期変動額						
剰余金の配当						△63
当期純利益						25
土地再評価差額金の取崩		△0		△0		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8		5	14	86	101
当期変動額合計	8	△0	5	13	86	63
当期末残高	28	△427	△431	△830	716	5,888

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

(ｲ) 連結子会社の数

３社

(ﾛ) 連結子会社の名称

株式会社菱友システム技術
株式会社菱友システムビジネス
株式会社菱友システムサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(ｲ) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

② 棚卸資産

(ｲ) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ﾛ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(ｲ) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ﾛ) 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

(ｲ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

取締役、監査役及び執行役員の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注制作のソフトウェア開発案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、工事損失引当金の計上対象案件のうち、当連結会計年度末の仕掛品残高が当連結会計年度末の受注残高を既に上回っている案件については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、工事損失引当金には含めておりません。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善の実施に伴い、将来発生が見込まれる費用及び損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

なお、当該引当金は、当連結会計年度中に全て取崩しており、当連結会計年度末における残高はありません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

(ｲ) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の案件
工事完成基準

(ﾛ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等への適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が１億99百万円減少し、利益剰余金が98百万円増加し、少数株主持分が27百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ、86百万円減少し、税金等調整前当期純利

益は同額減少しております。なお、当連結会計年度の１株当たり当期純利益金額は８円74銭減少しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「流動資産」の「未収入金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当連結会計年度より「その他流動資産」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の金額は、14百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当連結会計年度より「その他無形固定資産」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の金額は、３百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」、「敷金保証金」、「会員権」、「長期未収入金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当連結会計年度より「その他投資」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の各金額は、10百万円、２億87百万円、11百万円、３百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「流動負債」の「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当連結会計年度より「その他流動負債」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の各金額は、１億33百万円、５億88百万円、87百万円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,374百万円

５．連結損益計算書に関する注記

(1) 事業構造改善費用

事業構造改革の一環で経営の効率化を図ることを目的として、セカンドキャリア支援措置に係る費用のほか、北陸事業所に係る建物及び構築物等について、売却の意思決定を行ったことに伴い発生した減損損失等であります。

内訳：セカンドキャリア支援措置に係る費用	489百万円
減損損失	47
その他	15
合計	551

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式　6,355,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年４月25日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	63百万円
１株当たりの配当額	10円
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年４月28日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	63百万円
１株当たりの配当額	10円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月25日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,031	1,031	－
② 受取手形及び売掛金	6,629	6,629	－
③ 預け金	2,907	2,907	－
④ 投資有価証券	67	67	－
資産計	10,636	10,636	－
① 買掛金	1,280	1,280	－
負債計	1,280	1,280	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	25	67	42
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	－	－	－
合計		25	67	42

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,031	－	－	－
受取手形及び売掛金	6,629	－	－	－
預け金	2,907	－	－	－
合計	10,568	－	－	－

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　814円71銭

(2) 1株当たり当期純利益　3円98銭

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	11,177	(負債の部)	6,432
流動資産	8,438	流動負債	3,908
現金及び預金	493	買掛金	1,119
受取手形	35	前受金	109
売掛金	4,769	未払費用	1,369
リース投資資産	25	リース債務	27
商品	234	未払金	864
仕掛品	80	その他流動負債	418
前払費用	39	固定負債	2,524
繰延税金資産	504	退職給付引当金	2,412
預け金	2,100	リース債務	39
その他流動資産	156	その他固定負債	71
貸倒引当金	△1	(純資産の部)	4,744
固定資産	2,738	株主資本	5,143
有形固定資産	1,207	資本金	685
建物	499	資本剰余金	250
器具備品	113	資本準備金	250
土地	546	利益剰余金	4,211
リース資産	47	利益準備金	26
その他有形固定資産	0	その他利益剰余金	4,185
無形固定資産	106	別途積立金	4,100
ソフトウェア	86	繰越利益剰余金	85
リース資産	16	自己株式	△4
その他無形固定資産	2	評価・換算差額等	△399
投資その他の資産	1,424	その他有価証券評価差額金	28
投資有価証券	41	土地再評価差額金	△427
関係会社株式	159		
前払年金費用	298		
繰延税金資産	676		
その他投資	251		
貸倒引当金	△3		
合計	11,177	合計	11,177

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**20,537**
売上原価	**17,314**
売上総利益	**3,222**
販売費及び一般管理費	2,705
営業利益	**517**
営業外収益	**25**
受取利息及び配当金	20
助成金収入	4
その他	0
営業外費用	**2**
支払利息	1
固定資産除却損	1
その他	0
経常利益	**540**
特別損失	**551**
事業構造改善費用	551
税引前当期純損失	**11**
法人税、住民税及び事業税	△2
法人税等調整額	83
当期純損失	**92**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	3,950	320	4,270	4,296
会計方針の変更による累積的影響額					69	69	69
会計方針の変更を反映した当期首残高	685	250	26	3,950	389	4,339	4,366
当期変動額							
別途積立金の積立				150	△150	－	－
剰余金の配当					△63	△63	△63
当期純損失					△92	△92	△92
土地再評価差額金の取崩					0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	150	△304	△154	△154
当期末残高	685	250	26	4,100	85	4,185	4,211

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4	5,228	19	△426	△406	4,821
会計方針の変更による累積的影響額		69				69
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4	5,297	19	△426	△406	4,891
当期変動額						
別途積立金の積立						－
剰余金の配当		△63				△63
当期純損失		△92				△92
土地再評価差額金の取崩		0		△0	△0	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8		8	8
当期変動額合計	－	△154	8	△0	7	△146
当期末残高	△4	5,143	28	△427	△399	4,744

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(ｲ) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

(ﾛ) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

② 棚卸資産

(ｲ) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ﾛ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(ｲ) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ﾛ) 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

(ｲ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

取締役、監査役及び執行役員の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（追加情報）

当社は、平成26年６月25日開催の第46回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、当社の役員退職慰労引当金全額を取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額55百万円を「その他固定負債」に含めて表示しております。

④ 工事損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注制作のソフトウェア開発案件のうち当事業年度末で将来の損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の受注残高を既に上回っている案件については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、工事損失引当金には含めておりません。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改善の実施に伴い、将来発生が見込まれる費用及び損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

なお、当該引当金は、当事業年度中に全て取崩しており、当事業年度末における残高はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(ｲ) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

(ﾛ) その他の案件

工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等への適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が１億８百万円減少し、利益剰余金が69百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ、71百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。

なお、当事業年度の１株当たり当期純損失金額は７円26銭増加しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「流動資産」の「未収入金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当事業年度より「その他流動資産」に含めて表示しております。なお、当事業年度の金額は、14百万円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当事業年度より

「その他無形固定資産」に含めて表示しております。なお、当事業年度の金額は、２百万円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」、「敷金保証金」、「長期未収入金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当事業年度より「その他投資」に含めて表示しております。なお、当事業年度の各金額は、３百万円、２億43百万円、３百万円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「流動負債」の「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、金額的重要性が乏しいことから表示の見直しを行い、当事業年度より「その他流動負債」に含めて表示しております。なお、当事業年度の各金額は、16百万円、２億88百万円、１億12百万円であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,162百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	2,400百万円
② 短期金銭債務	329百万円
③ 長期金銭債務	14百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当分を「再評価に係る繰延税金負債」として固定負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号により算出
再評価及び減損処理を行った土地の期末における時価と再評価及び減損処理後の帳簿価額との差額	△12百万円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	8,367百万円
② 仕入高	1,527百万円
③ 販売費及び一般管理費	139百万円
④ 営業取引以外の取引高	16百万円

(2) 事業構造改善費用

事業構造改革の一環で経営の効率化を図ることを目的として、セカンドキャリア支援措置に係る費用のほか、北陸事業所に係る建物及び構築物等について、売却の意思決定を行ったことに伴い発生した減損損失等であります。

内訳：セカンドキャリア支援措置に係る費用	489百万円
減損損失	47
その他	15
合計	551

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　　普通株式　7,183株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は未払従業員賞与繰入限度超過額及び退職給付引当金繰入限度超過額であります。

(2) 法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は105百万円減少し、法人税等調整額が107百万円増加しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱重工業株式会社	（被所有） 直接 31.41% 間接 0.88%	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	8,316	売掛金	2,253

(2) 関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社菱友システムサービス	(所有) 直接 100.00%	あり	情報サービスの委託を行っている。	情報サービスの委託	1,587	買掛金	188
				社員の出向を行っている	出向者分給与の立替等	1,629	その他流動資産	137

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	なし	なし	資金の預入を行っている。	資金の預入	100	預け金	2,100
					利息の受取	3		
その他の関係会社の子会社	三菱日立パワーシステムズ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	658	売掛金	241
その他の関係会社の子会社	三菱航空機株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	583	売掛金	116

(注) 1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 情報サービスの提供及び委託については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入の利率については、市場実勢を勘案し決定しております。

(3) 社員の出向条件等については、出向に関する協定書に基づき、決定しております。

2．取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　747円37銭

(2) 1株当たり当期純損失　14円52銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１８日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　八坂直樹　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　賀谷浩志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１８日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　八坂直樹　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　賀谷浩志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第４７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第４７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日　企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２７年５月２１日

株式会社菱友システムズ　監査役会

常勤監査役　大　湯　　剛　㊞

社外監査役　和　泉　敦　子　㊞

社外監査役　杉　本　良　幸　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社菱友システムズ
取締役社長　八　坂　直　樹

２．議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件（事業目的）

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、現行定款の第２条に定める事業目的の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（事業目的） 第２条　当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 １．電子計算機による計算業務の受託およびそれに伴う穿検孔作業の受託業務。 ２．電子計算機および穿検孔機操作員の派遣業務。 ３．各種の計算、統計、企画、調査等の受託代行業務。 ４．各種のソフトウエア開発、ならびにプログラム等の作成業務。 ５．電子計算機、周辺装置および部品、用品の販売ならびに保守業務。	（事業目的） 第２条　当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 １．情報通信システムに関するコンサルテーション ２．情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施 ３．情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買 ４．工業製品等の設計、解析・シミュレーション ５．前項に係る解析ソフトウェアの開発

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
6．電子計算機および周辺装置の割賦販売、リース、ならびにレンタルの業務。 7．電気通信等の利用による各種情報処理業務。 8．前各号に付帯する一切の業務。	6．情報通信システムを利用した各種情報処理サービス 7．労働者派遣事業 8．前各号に付帯または関連する一切の事業

第２号議案　定款一部変更の件（取締役・監査役の責任免除）

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結範囲が変更されたため、当社定款第29条および第39条の規定を変更するものであります。

なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 　ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 　ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役八坂直樹、西邑雅史、渡邊治雄、荻野　純、藤原　力、松井博治、弥田昌希の７氏全員が任期満了となります。
つきましては経営体制の強化を図るため、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
渡邊治雄（わたなべはるお） （昭和27年12月９日生）	昭和50年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成14年４月　同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部企画経理部長 平成16年４月　三菱重工エンジン発電システム株式会社　取締役経営管理部長 平成18年７月　当社厚木支社支社長付 平成20年４月　同　企画部長 平成21年６月　同　執行役員企画部長 平成22年６月　同　取締役企画部長 平成25年７月　同　取締役経営管理統括本部長 平成26年６月　同　常務取締役経営管理統括本部長（現在に至る）	1,000株

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
荻野　純（おぎの　じゅん） （昭和31年10月22日生）	昭和54年４月　当社　入社 平成13年４月　同　エンジニアリングソリューション事業部長兼中部支社航空宇宙技術部長 平成14年６月　同　執行役員エンジニアリングソリューション事業部長 平成21年６月　同　取締役エンジニアリングソリューション事業部長 平成25年７月　同　取締役事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長 平成26年４月　同　取締役事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長兼中部支社長 平成27年４月　同　取締役事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長 （現在に至る）	9,000株
藤原　力（ふじわら　ちから） （昭和27年10月21日生）	昭和55年９月　三菱重工業株式会社　入社 平成15年４月　同社名古屋航空宇宙システム製作所研究部長 平成20年４月　当社中部支社支社長付 平成20年６月　同　中部支社長 平成21年６月　同　執行役員中部支社長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部中部支社長 平成26年４月　同　執行役員事業統括本部副本部長 平成26年６月　同　取締役事業統括本部長 平成26年11月　同　取締役事業統括本部長兼システムエンジニアリング事業部長 平成27年４月　同　取締役事業統括本部長兼インダストリーソリューション事業部長 （現在に至る）	1,000株

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
松井博治（まついひろじ） （昭和19年４月27日生）	昭和42年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成13年６月　同社取締役人事部長 平成14年４月　同社取締役企画部長 平成15年４月　同社取締役調査役 平成15年６月　株式会社東洋製作所　代表取締役社長 平成19年６月　同社相談役 平成19年12月　同社退職 平成22年６月　当社取締役 （現在に至る）	1,000株
弥田昌希（いよだまさき） （昭和39年１月29日生）	平成元年10月　三菱自動車工業株式会社　入社 平成15年４月　同社ＩＴ技術計画部マネージャー 平成25年４月　同社管理本部ＩＴ企画統括部長 平成26年６月　当社取締役 （現在に至る）	－株
和仁正文（わにまさふみ） （昭和24年７月９日生）	昭和50年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成19年４月　同社執行役員長崎造船所長 平成23年４月　同社常務執行役員原動機事業本部長 平成23年６月　同社取締役常務執行役員原動機事業本部長 平成26年１月　欧州三菱重工業株式会社会長 （現在に至る）	－株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いいじまもとし 飯島元志 （昭和30年８月30日生）	昭和51年３月　当社　入社 平成11年４月　同　東京支社システム機器営業部長 平成13年４月　同　ソリューションプロダクト事業部長 平成14年６月　同　執行役員ソリューションプロダクト事業部長 平成23年４月　同　執行役員営業本部副本部長 平成23年７月　同　執行役員営業本部第三営業部長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部システムサービス事業部長 平成27年４月　同　執行役員事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長 （現在に至る）	5,000株
たけむらひろし 竹村博史 （昭和30年６月20日生）	昭和53年４月　三菱自動車工業株式会社　入社 平成13年７月　同社グローバルＩＴ本部マネジメントＩＴ部長 平成21年４月　同社生産管理本部長 平成23年４月　当社営業本部副本部長 平成23年６月　同　執行役員営業本部副本部長 平成23年７月　同　執行役員営業本部第二営業部長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部事業企画部長 平成27年４月　同　執行役員事業統括本部事業管理部長 （現在に至る）	－株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
そんだ まさひろ 尊田雅弘 （昭和31年11月13日生）	昭和56年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成20年12月　同社長崎造船所造船管理部長 平成22年４月　同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長 平成25年10月　同社執行役員交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長兼長崎造船所長 平成27年４月　当社執行役員事業統括本部副本部長（現在に至る）	－株
なかい こうじ 中井浩二 （昭和35年12月９日生）	昭和59年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成24年４月　同社高砂製作所ＩＴ推進部主幹部員 平成25年４月　同社技術統括本部ＩＴ企画部次長 平成27年４月　同社ＩＣＴソリューション本部コーポレート情報技術部長（現在に至る）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松井博治、弥田昌希、中井浩二の３氏は社外取締役の候補者であります。
３．松井博治、弥田昌希の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松井博治氏が５年、弥田昌希氏が１年となります。
４．松井博治氏は経営者としての豊富な知識と経験を基に当社の経営に参画していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．弥田昌希、中井浩二の両氏ともＩＴ分野での豊富な知識と経験を基に当社の経営に参画していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．弥田昌希氏は三菱自動車工業株式会社のＩＴ企画統括部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
７．中井浩二氏は三菱重工業株式会社のコーポレート情報技術部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
８．当社は現在、松井博治、弥田昌希の両氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また中井浩二氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役和泉敦子氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役１名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いずみ　あつこ 和泉　敦子 （昭和34年10月19日生）	昭和57年４月　三菱自動車販売株式会社　入社 平成19年４月　三菱自動車工業株式会社 管理本部コーポレートＩＴ部 上級エキスパート 平成22年３月　同社管理本部コーポレートＩＴ部長 平成23年６月　当社監査役 （現在に至る）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．和泉敦子氏は社外監査役の候補者であります。
３．和泉敦子氏は、ＩＴ分野での豊富な知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。
４．和泉敦子氏は、三菱自動車工業株式会社のコーポレートＩＴ部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
５．和泉敦子氏は社外監査役に就任してからの年数は、現任期満了時（本株主総会終結の時）をもって４年となります。
６．当社は和泉敦子氏との間で、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

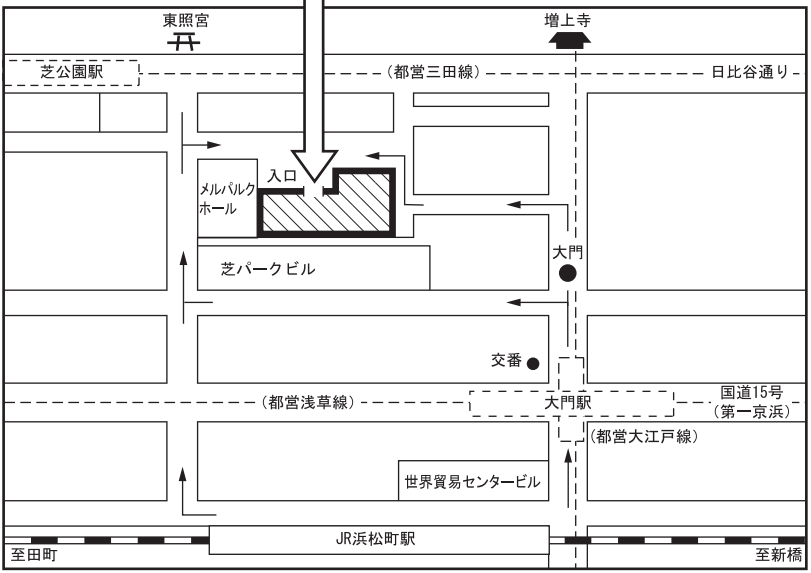
（ご参考）大湯　剛、杉本良幸の両氏は任期中であり、引き続き監査役として在任いたします。

以　上

－ＭＥＭＯ－

第47回定時株主総会会場ご案内略図

会　場　メルパルク東京　４階「孔雀」
東京都港区芝公園二丁目5番20号



〈交通の便〉

地下鉄	都営三田線	芝公園駅
地下鉄	都営浅草線	大門駅
地下鉄	都営大江戸線	大門駅
ＪＲ	山手線	浜松町駅
ＪＲ	京浜東北線	浜松町駅

本会場には駐車場がありませんので、上記の交通機関をご利用ください。